

郡山市刊行物等配布謝礼金支給要綱

平成9年5月28日制定

平成13年7月2日一部改正

令和6年8月8日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民に対する行政事務の円滑化及び町内会等の活動の促進を図るため、市等が発行する刊行物等の配布謝礼金（以下「謝礼金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「町内会等」とは、一定の区域を単位とし、そこに居住するもので結成し、住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする町内会、自治会、その他の住民自治組織をいう。

2 この要綱において「刊行物等」とは、郡山市広報こおりやま、郡山市議会だより、県民だより、その他市等が発行する文書等をいう。

(支給対象)

第3条 謝礼金の支給対象は、町内会等で、市長が現にその活動を行っていると認めたものとする。

2 市長は、前項の規定による認定のため必要があると認めたときは、町内会等に規約その他の書類の提出を求めることができる。

(支給基準)

第4条 謝礼金は、毎年6月1日現在における町内会等の広報配布世帯数を基準として当該年度分を支給するものとし、その額は、広報を配布する世帯当たり700円として算出した額とする。

(謝礼金の支給)

第5条 市長は、第3条の規定により支給対象と認めた町内会等から別記様式により報告を求め、審査のうえ、当該町内会等に謝礼金を支給するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。